

令和3年度神出山田自転車道シェアサイクル試行実施業務

公募型プロポーザル実施要領

令和3年3月

神戸市建設局道路計画課

## 1. 業務名

令和3年度神出山田自転車道シェアサイクル試行実施業務

## 2. 業務の目的

神戸市唯一の大規模自転車道である「神出山田自転車道」は、北区と西区を結び、里山や田園風景、名所・旧跡など地域資源の魅力を感じることのできるサイクリングロードである。令和元年度に全面的にリニューアルを行い、令和2年度には里山地域初の「BE KOBE」モニュメントが供用開始されるなど、自転車道の利用促進・認知度向上に向けて様々な取組みを進めている。

また、with コロナ時代においてレクリエーションを楽しんでいただくとともに、自転車道を知っていただく取組みとして、令和2年秋に、つくはらサイクリングターミナルを貸出返却拠点としたシェアサイクルを試行実施したところである。

本業務は、シェアサイクル試行実施の継続的な取組みとして、新たに貸出返却拠点を3か所増設し、令和3年秋にシェアサイクルの運営・管理を行うものである。

## 3. 業務概要

### (1) 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり

### (2) 委託期間

契約締結日（令和3年5月中旬を予定）から令和4年1月31日まで

### (3) 委託額

本業務における契約は、金13,000,000円（税込）を上限とする。

### (4) 履行場所

神戸市北区・西区内（神出山田自転車道周辺）

・（別紙1）神出山田自転車道位置図

## 4. 契約に関する事項

### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

### (2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

なお、本事業による利用料収入については、委託料より控除するものとし、利用実績を踏まえて精算する。

### (3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

### (4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

なお、令和4年3月以降のシェアサイクル試行実施について、神戸市が必要と認めるときは、協議のうえ、本業務受託者に業務を委託することがある。

## 5. 応募資格

本業務に応募するものは、次のいずれにも該当しないものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
  - ② 破産法（平成16年法律第75号）18条もしくは第19条の規定により破産手続き開始の申立てがなされているもの
  - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続き開始の申立てがなされているもの
  - ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされているもの
  - ⑤ 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納しているもの
  - ⑥ 神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止の措置を受けているもの
  - ⑦ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）に基づく暴力団等に該当するもの
  - ⑧ 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人等
- ※ 神戸市入札参加資格者として登録のないものが応募する場合は、「提出書類等」に加え「納税証明書（国税及び地方税）」及び「神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書」を提出すること。

## 6. 提案項目

### 【必須項目】提案項目に必ず含む項目

#### (1) 貸出返却拠点の設置

- ① 貸出返却拠点の選定（①谷上駅・箕谷駅周辺、②栄駅・押部谷駅周辺）
- ② 管理施設の設置（施設計画）

#### (2) 自転車及びヘルメットの調達

- ① 自転車及びヘルメットの仕様

#### (3) シェアサイクル事業の運営

- ① 運営体制（人員配置等）
- ② 運営方法（利用方法、予約・問い合わせ対応、料金収受・決済への対応）
- ③ 自転車及び貸出返却拠点等の維持管理（自転車のメンテナンス、盗難防止対策、貸出返却拠点の維持管理）
- ④ 安全管理（事故・トラブル対応、利用者の安全対策、新型コロナウイルス感染症への対策）
- ⑤ 広報・啓発活動等（広報周知活動、マナー啓発活動）

【任意項目】 必須項目の提案に加え、提案者が任意に提案することが可能な項目

(1) 企画提案に基づく自主事業

- ① 神出山田自転車道の利用者（シェアサイクル、自家用自転車）サービス向上や認知度向上・利用促進に資する取組み
- ② 里山・農村地域活性化に資する取組み

7. 選定スケジュール

(1) 質疑受付	令和3年3月12日から令和3年4月1日まで
(2) 登録申込	令和3年3月12日から令和3年4月1日まで
(3) 質疑回答	令和3年4月7日頃
(4) 企画提案書の提出期限	令和3年4月26日
(5) 選定結果通知	令和3年5月中旬（予定）
(6) 契約締結・業務開始	令和3年5月中旬（予定）
(7) 業務完了	令和4年1月31日

① 質疑受付について

(ア) 受付期間 令和3年3月12日から令和3年4月1日17時まで

(イ) 質問票（様式1）を作成し、後述の「11. 提出先・連絡先」に記載のメールアドレス宛に電子メールにより送付すること。

なお、件名は「令和3年度神出山田自転車道シェアサイクル試行実施業務（登録申込事業者）」とすること。

(ウ) 質問に対する回答は、登録申込を行った全員に4月7日頃に電子メールにて行う。回答内容は実施要領及び業務仕様書を補足する効力を持つものとする。

② 登録申込について

(ア) 受付期間 令和3年3月12日から令和3年4月1日17時まで

(イ) 下記内容を後述の「11. 提出先・連絡先」に記載のメールアドレス宛に電子メールにより送付の上、併せて電話連絡を行うこと。

・ 件名：「令和3年度神出山田自転車道シェアサイクル試行実施業務」の登録申込

・ 応募予定事業者の事業者名、代表者の住所、代表者氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）

※登録申込を行っていないものによる応募は審査の対象としない。

8. 提出書類等

(1) 提出書類

- ① 応募申込書（様式2）
- ② 事業者概要書（様式3）
- ③ 誓約書（様式4）
- ④ 企画提案書（任意様式（表紙：様式5））

A 4 版とし、表紙・目次を除き 20 ページ以内とすること。

⑤ 見積書（任意様式（参考：様式 6））

実施に要する費用の内訳が分かるように記載すること。なお、見積金額は、利用料収入による控除を考慮しない額とする。

※提出に係る注意事項

- ・日本語、横書き、フォントサイズ 10.5 ポイント以上で記載することとし、分かりやすい資料とすること。

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 6 部

※正本は、社名入りの表紙をつけること。副本は、提案者が特定できないよう、全てのページにおいて社名及び社名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。

(3) 受付期間

令和 3 年 3 月 12 日から令和 3 年 4 月 26 日 17 時まで（必着）

(4) 提出方法

窓口への持参又は書留等による郵送に限る。

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く 9 時～12 時、13 時～17 時とする。なお、持参する場合は事前に電話連絡をすること。

(5) その他

提出後に、提案内容について神戸市から問い合わせることがある。

9. 事業者の選定方法

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

① 貸出返却拠点の設置【20 点】

設置場所がアクセス性や利便性に配慮されており、運用しやすい施設計画となっているか。

② 運営計画【40 点】

(ア) 運営体制【10 点】

人員体制が、本事業の目的達成に適うものであるか。

(イ) 事業運営（予約・貸出・返却等）【10 点】

実施内容に具体性があり、シェアサイクル利用者の利便性が期待できる提案となっているか。

(ウ) 自転車及び貸出返却拠点等の維持管理【5 点】

自転車のメンテナンスや貸出返却拠点等の清掃など、適切な維持管理を行う提案となっているか。

(エ) 安全管理【5 点】

利用者の安全対策や、事故・トラブル、災害発生時などにおける危機管理体制が確保されているか。

**(オ) 広報・啓発[10 点]**

シェアサイクルの広報周知や、利用者への自転車ルール・マナー啓発を積極的に行う提案となっているか。

**③ 企画提案に基づく自主事業【20 点】**

神出山田自転車道の利用者（シェアサイクル、自家用自転車）サービス向上や認知度向上・利用促進、及び里山・農村地域活性化に資する取組みとして、実現性があり効果的な独自の企画提案（自主事業）がなされているか。

**④ 見積金額【10 点】**

見積金額の評価方法については、提案価格に対し、以下の式により価格点とする。

$$(1 - (\text{当該事業者の提案価格} / \text{契約上限価格})) \times 10 \text{ 点}$$

※小数点以下第 2 位を四捨五入

**⑤ 地元企業の受注機会【10 点】**

地元企業もしくは準地元企業（本社が市内にないが、支店等が市内にある企業）であるか。

**(2) 選定方法**

- ① 本企画提案の審査については、「令和 3 年度神出山田自転車道シェアサイクル試行実施業務に係る事業者選定委員会」が行い、その意見を受けて選定する。
- ② 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ③ 審査の結果、選定委員の全体評価点の合計が最も高い事業者を選定する。なお、評価点が高い事業者が複数いる場合は、くじ引きにより決定する。
- ④ 30 点を最低点とし、30 点未満の事業者は失格とする。

**(3) 失格事由**

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと。

**(4) 選定結果の通知及び公表**

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

**10. その他**

**<提供資料>**

- ・令和 2 年度試行実施の利用実績
- ・貸出返却拠点の平面図 等

※登録申込を確認し次第、電子メールにて随時提供する。

**<留意事項>**

- ・応募に要する費用は全て応募者の負担とする。
- ・提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- ・いかなる場合も提出された書類の返却はしない。また、提出後の内容の修正及び変更は原則として認めない。
- ・提出された書類について情報公開請求があった場合は、神戸市情報公開条例に基づき公開することがある。
- ・選定された事業者は、神戸市の定める委託契約約款に基づき契約手続きを行い、契約を締結する。また、提出された書類に関する内容も契約の範囲とする。
- ・契約時における業務費用については、見積り額を上回らないこととする。
- ・契約締結後であっても、応募資格を満たさないことが判明した場合または書類に虚偽の記載が発覚した場合は、神戸市は何ら催告を要せず契約を解除することができる。なお、これにより事業者が生じた損害について神戸市は一切の責任を負わない。

## 11. 提出先・連絡先

住所：〒651-0084

神戸市中央区磯辺通 3-1-7 コンコルディア神戸 4 階

神戸市建設局道路計画課 担当：田原、立川

E メールアドレス：jitensha-rikatsuyou@office.city.kobe.lg.jp

電話：(078)595-6415 ※受付時間 平日 9:00～12:00、13:00～17:00

